

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年12月27日

香川県病院事業管理者 小 出 典 男

香川県病院局管理規程第3号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="232 469 320 499">附 則</p> <p data-bbox="197 544 808 574">（平成23年度及び平成24年度における給与の特例）</p> <p data-bbox="154 582 1111 1102">3 職員の受ける給料月額と第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により支給されることとなる職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）<u>附則第6項から第8項まで又は技能職員の給与に関する規則及び技能職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成21年香川県規則第39号）附則第4項及び第5項の規定による給料の額との合計額並びに管理職手当、地域手当（医療職給料表（一）の適用を受ける職員に係るものを除く。）</u>、<u>期末手当及び勤勉手当の額は、平成23年度及び平成24年度においては、知事等の給与等の特例に関する条例（平成23年香川県条例第2号）第1条第3項及び第4項、第3条、第4条第1項、第5条第3項並びに第6条第1項並びに技能職員の給与の特例に関する規則（平成23年香川県規則第32号）の規定の例により算定した額とする。</u>この場合において、同条例第1条第3項及び第3条中「給料の特別調整額」とあるのは、「<u>管理職手当</u>」とする。</p>	<p data-bbox="1225 469 1312 499">附 則</p> <p data-bbox="1189 544 1599 574">（平成23年度における給与の特例）</p> <p data-bbox="1146 582 2103 1066">3 職員の受ける給料月額と第2条の規定により給与条例の適用を受ける者の例により支給されることとなる職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）<u>附則第6項から第8項まで又は技能職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年香川県規則第31号）附則第2項の規定による給料の額との合計額並びに管理職手当、地域手当（医療職給料表（一）の適用を受ける職員に係るものを除く。）</u>、<u>通勤手当</u>、<u>期末手当及び勤勉手当の額は、平成23年度においては、知事等の給与等の特例に関する条例（平成23年香川県条例第2号）第1条第3項及び第4項、第3条、第4条第1項、第5条第1項及び第2項、第6条第3項並びに第7条第1項並びに技能職員の給与の特例に関する規則（平成23年香川県規則第32号）の規定の例により算定した額とする。</u>この場合において、同条例第1条第3項及び第3条中「給料の特別調整額」とあるのは、「<u>管理職手当</u>」とする。</p>

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。